

## 第1号議案

### 災害発生時の要員の確保について

(案)

防災業務計画に基づく、災害発生時（震度5強以上の地震が発生した場合）における職員の出動基準について、別紙のとおり、定めることとする。

以上

#### 【添付資料】

別紙：対応要員出動基準

<参考>

防災業務計画（抜粋）

#### 第3節 要員の確保

##### 1. 本機関の要員の確保

- (1) 夜間又は休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた対応組織の要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し対応態勢の発令に備え、対応態勢が発令された場合には対応組織に速やかに出動する。
- (2) 震度5強以上の地震が発生した場合、あらかじめ定められた基準に基づき、対応組織の要員は、対応組織に速やかに出動する。
- (3) 交通途絶等により対応組織に出動できない場合、その旨を速やかに対応組織に連絡の上、出動可能な状況に備える。

別紙：対応要員出動基準

	出動基準	対応態勢	対応組織	対応要員
新規	<p>次に定める事態が生じたとき、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>震度5強の地震が発生したとき</li> <li>津波警報が発せられたとき</li> <li>その他1.及び2.に準じる大規模災害等が発生したとき</li> </ol> <p>(広域運用センター当直長から連絡を受けた広域運用センター所長が、需給状況及び設備被害状況等により必要と判断した場合には追加要員の呼出を行う。)</p>	初動対応	初動対応班	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域運用センター当直長 [常駐]</li> </ul> <p>【追加要員・呼出】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広域運用センター所長</li> <li>運用部及び総務部から3名程度</li> </ul> <p>(要員は対応要員一覧表参照のこと)</p>
既存 (防災業務計画)	<p>次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>震度5強の地震が発生したとき</li> <li>津波警報が発せられたとき</li> <li>その他1.及び2.に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</li> </ol>	警戒態勢	警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部長</li> <li>副本部長</li> <li>総務班</li> </ul> <p>(要員は対応要員一覧表参照のこと)</p>
	<p>次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>震度6弱以上の地震が発生したとき</li> <li>東海地震注意情報、東海地震予知情報、又は警戒宣言が発せられたとき</li> <li>大津波警報が発せられたとき</li> <li>その他1.から3.に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</li> </ol>	非常態勢	非常災害対応本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部長</li> <li>副本部長</li> <li>総務班</li> <li>支援班</li> <li>復旧班</li> <li>需給班</li> </ul> <p>(要員は対応要員一覧表参照のこと)</p>